三　電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の法人であるときは、次に掲げる書類
イ　定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類
［ロ　略］
四　電気通信事業者の地位を承継した者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
イ　定款又はこれに相当する書類
ロ　発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）
五　電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の団体であつて前号に規定する者以外のものであるときは、次に掲げる書類
イ　定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類
ロ　役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）
六　電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の個人であるときは、次に掲げる書類
イ　住民票の写し又はこれに相当する書類
［ロ　略］
七　電気通信事業者の地位を承継した者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
イ　電気通信事業者の地位を承継した者の国内代表者等が法人の場合　当該国内代表者等の登記事項証明書
ロ　電気通信事業者の地位を承継した者の国内代表者等が個人の場合　当該国内代表者等の住民票の写し
八　電気通信事業者の地位を承継した者が外国法人等であるときは、電気通信事業者の地位を承継した者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類
九　［略］
十　［略］

6　前項の規定にかかわらず、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者（以下この項において「届出事業者」という。）が電気通信事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続により他の届出事業者の電気通信事業を承継する場合であつて、当該承継によつて当該届出事業者がその事業の用に供することとなる電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しないこととなるときは、当該届出事業者は、あらかじめ法第九条の登録の申請をしなければならない。ただし、同条第二号に掲げる場合に該当する場合は、この限りではない。

［7　略］

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

第十二条　［略］

［2～4　略］

三　［同上］
イ　定款の謄本及び登記事項証明書
［ロ　同上］
四　［同上］
イ　定款の謄本
ロ　発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）
五　電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の団体であつて前号に掲げるもの以外のものであるときは、次に掲げる書類
イ　定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
ロ　役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）
六　［同上］
イ　住所及び生年月日を証する書類
［ロ　同上］
［新設］

［新設］

七　［同上］
八　［同上］

6　前項の規定にかかわらず、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者（以下この項において「届出事業者」という。）が電気通信事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続により他の届出事業者の電気通信事業を承継する場合であつて、当該承継によつて当該届出事業者がその事業の用に供することとなる電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しないこととなるときは、当該届出事業者は、あらかじめ法第九条の登録の申請をしなければならない。ただし、法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合は、この限りではない。

［7　同上］

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

第十二条　［同上］

［2～4　同上］